

児童養護施設による家庭復帰事例へのアフターケアの実態と課題に関する調査研究

—他機関との連携の実態を中心に—

○ 神戸学院大学 氏名 石田賀奈子 (6061)

伊藤嘉余子 (大阪府立大学・3930)、永野 咲 (東洋大学大学院・7173)

キーワード：児童養護施設 家庭復帰 多機関連携

1. 研究目的

児童養護施設の家庭支援専門相談員(ファミリーソーシャルワーカー)の業務には、虐待等の家庭環境等の理由により入所している児童の早期家庭復帰のための支援のほか、保護者等への家庭復帰後における相談援助や退所後の児童に対する継続的な相談も規定されている。また、児童福祉法においても児童養護施設を退所した者のアフターケアについては、2005(平成17)年の改正によって児童養護施設の業務として位置づけられている。

しかし、限られた人員配置の中、入所児童やその家族の抱える複雑な課題への対応に追われる現状においては、児童養護施設がその役割を単独で担うのは難しい。よって、児童相談所および市町村との連携は必要不可欠である。2009(平成21)年に市町村業務として法定化された「養育支援訪問事業」では、支援対象の中に「施設や里親家庭から児童が家庭復帰した家庭」が位置づけられている。制度化から3年が経過した現在、児童養護施設から家庭復帰した家庭に対してこの制度がどのように活かされているのか、また、この制度は児童養護施設と市町村との連携に向けて効果を示しているものなのかについて検討する必要がある。

そこで、本調査では、(1)家庭復帰の形で退所した子どもやその家族に実施した養育支援やアフターケアの実際と課題、(2)家庭復帰の形で退所した子どもやその家族に実施した退所に向けての支援および退所後の他機関との連携の実際と課題、(3)今後の展望の3点を明らかにすることを目的とした。

2. 研究の視点および方法

児童養護施設で、施設長あるいは家庭支援専門相談員として入所児童の家庭復帰に携わっている専門職7名に調査協力を得た。調査協力者より、養育支援訪問事業については対象となった事例はないとの回答が得られたため、調査対象となる事例は①過去3年間に家庭復帰したケースで、②家庭復帰後もアフターケアが続いているケースで、③他機関との連携・協働体制が築けていると思われるケースを挙げていただけるよう依頼した。得られたデータは、SCAT(大谷 2007)およびKJ法(川喜田 1986)を参考に分析した。具体的には、①収集したデータからそれぞれの事例についての語りから、家庭支援専門相談員を軸に児童養護施設が行った支援に関する語りを抽出(セグメント化)する、②SCATに基づく4ステップ・コーディング(各セグメントから浮かび上がる構成概念の抽出)を行う、③浮かび上がった構成概念を、KJ法を参考にカテゴリー化する、という手順で分析した。

3. 倫理的配慮

倫理的配慮として、調査協力施設の施設長および調査回答者に対して、秘密保持、調査結果の公表、インタビューの録音およびデータの保持・管理・破棄等に関する文書を調査に先立って郵送し、事前に承諾を得た。調査当日あらためて誓約書の内容に関する説明を行い、承諾を得た。なお、調査に先立ち、研究代表者の所属機関である大阪府立大学人間社会学部・大学院人間社会学研究科研究倫理委員会を受審し、倫理的配慮が図られているとの承認を得ている。

4. 研究結果

インタビューで語られた9事例について分析した。事例を理解するための概念カテゴリーとして、「入所理由」、「家庭復帰理由」、「連携」「家庭の課題改善」、「本人の課題改善」、「家庭復帰時の家庭の変化」、「退所後の見守り」の7カテゴリーを生成した。

さらに、入所理由と家庭復帰の理由によって、①入所理由－虐待あり：家庭復帰理由－課題の解決・連携あり群、②入所理由－虐待あり：家庭復帰理由－親、本人の希望・連携あり群、③入所理由－養育困難：家庭復帰理由－課題の解決・連携あり群、④入所理由－養育困難：家庭復帰理由－親、本人の希望・連携なし群の4タイプに分類した。

分析の結果、虐待の有無に関係なく、入所時の課題が解決され、多機関連携のもと地域に家庭復帰した事例においては、「定期的な関係者会議」による「リービングケア段階の多機関連携」が行われ、「援助の中心のシフト」が円滑に機能していた。そのためには、インテークの段階から「終結を見据えた支援」を念頭に、「入所時アセスメントの重要性」、「プランニングにおける家庭復帰の位置づけ」が重視されていることが明らかとなった。

5. 考察

多機関連携に基づく家庭復帰支援を家庭支援専門相談員が展開していくためには、次のような条件整備が必要である。

- ①市町村、児童相談所はじめ、様々な機関の協働を基本とした面の連携、面の支援体制を組むシステムの構築。その一方策としての養育支援訪問事業の積極的活用の検討
- ②入所時のアセスメントを十分に行い、援助の終結を見据えて作成した支援計画を展開していくこと
- ③家庭復帰後のアフターケアの担い手として、家族が気軽に相談できる援助機関の存在と、家族・本人と当該機関との退所前からの関係構築

謝辞

本研究は財団法人こども未来財団児童関連サービス調査研究事業「児童養護施設からの家庭復帰ケースへの養育支援における市町村と施設との連携に関する研究～養育支援訪問事業と施設職員によるアフターケアとの有機的連携～」(主任研究者伊藤嘉余子)の調査研究の一部です。調査研究の実施にあたり、調査研究にご協力下さった乳児院・児童養護施設の皆様に深く感謝いたします。